

目 次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

出席議員（18名）	1
日程第1 会議録署名議員の指名	5
日程第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて	5
日程第3 議案第3号 利府町犯罪被害者等支援条例	8
日程第4 議案第4号 利府町国民健康保険条例の一部を改正する条例	10
日程第5 議案第5号 利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	10
日程第6 議案第6号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	16
日程第7 議案第7号 特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	17
日程第8 議案第8号 利府町道路占用料等条例の一部を改正する条例	18
日程第9 議案第9号 利府町児童クラブ条例及び利府町児童館条例の一部を改正する条例	20
日程第10 議案第10号 損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例	20
日程第11 議案第11号 利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び利府町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	22
日程第12 議案第12号 利府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び利府町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例	22
日程第13 議案第13号 令和4年度利府町一般会計補正予算	23

令和5年3月定例会会議録（3月6日月曜日分）

日程第14	議案第14号	令和4年度利府町国民健康保険特別会計補正予算	24
日程第15	議案第15号	令和4年度利府町介護保険特別会計補正予算	24
日程第16	議案第16号	令和4年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算	25
日程第17	議案第17号	令和4年度利府町町営墓地特別会計補正予算	26
日程第18	議案第18号	令和4年度利府町水道事業会計補正予算	26
日程第19	議案第19号	令和4年度利府町下水道事業会計補正予算	27
日程第20	議案第27号	工事請負契約の締結について	27
日程第21	議案第28号	市町の境界変更の申請に関する件について	31
日程第22	議案第29号	市町の境界変更に伴う財産処分の協議に関する件について	32
日程第23	議案第30号	宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を	33
日程第24	議案第31号	宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同	33
日程第25	議案第32号	宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体	34
日程第26	議案第33号	町道の路線認定について	35
日程第27	議案第34号	利府町教育委員会委員の任命について	35
日程第28	議案第35号	人権擁護委員候補者の推薦について	38
日程第29～日程第35	議案第20号～議案第26号		38
	議案第20号	令和5年度利府町一般会計予算	38
	議案第21号	令和5年度利府町国民健康保険特別会計予算	39
	議案第22号	令和5年度利府町介護保険特別会計予算	39
	議案第23号	令和5年度利府町後期高齢者医療特別会計予算	39
	議案第24号	令和5年度利府町町営墓地特別会計予算	39
	議案第25号	令和5年度利府町水道事業会計予算	40
	議案第26号	令和5年度利府町下水道事業会計予算	40
	議案第20号	令和5年度利府町一般会計予算概要説明	40

※本会議録で使用している漢字は、汎用性を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる表記となっている場合があります。

令和5年3月利府町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（18名）

1番	今野隆之君	2番	渡邊博恵君
3番	鈴木晴子君	4番	西澤文久君
5番	伊藤司君	6番	坂本義也君
7番	羽川喜富君	8番	伊勢英昭君
9番	安田知己君	10番	土村秀俊君
11番	木村範雄君	12番	高久時男君
13番	及川智善君	14番	永野渉君
15番	遠藤紀子君	16番	渡辺幹雄君
17番	鈴木忠美君	18番	吉岡伸二郎君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	熊谷大君
副町長	櫻井やえ子君
総務部長	後藤仁君
総務部総務課長 兼選挙管理委員会事務局長	嶋正美君
総務部危機対策課長	古澤晃一君
企画部長	鎌田功紀君
企画部秘書政策課長	千田耕也君
企画部財務課長	藤岡章夫君
町民生活部長	名取仁志君
町民生活部町民課長	太田健二君
町民生活部税務課長	村田晃君
町民生活部生活環境課長	福島俊君
保健福祉部長	鈴木久仁子君

令和5年3月定例会会議録（3月6日月曜日分）

保健福祉部地域福祉課長	小 畑 香 代 君
保健福祉部子ども支援課長	谷 津 匡 昭 君
保健福祉部健康推進課長	上 野 昭 博 君
保 健 福 祉 部 新型コロナウイルス対策室長	川 口 優 君
経 済 産 業 部 長	佐 藤 浩 幸 君
経済産業部農林水産課長 兼農業委員会事務局長	高 橋 活 博 君
経済産業部商工観光課長	郷右近 啓 一 君
都 市 開 発 部 長	近 江 信 治 君
都市開発部都市整備課長	堀 越 伸 二 君
都市開発部施設管理課長	戸 枝 潤 也 君
上 下 水 道 部 長	鈴 木 義 光 君
上下水道部上下水道課長	鈴 木 喜 宏 君
会 計 管 理 者	折 笠 ゆき江 君
教 育 長	本 明 陽 一 君
教 育 部 長	菊 池 信 行 君
教育部教育総務課長	大 谷 浩 貴 君
教育部生涯学習課長 兼 郷 土 資 料 館 長	鎌 田 輝 久 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	郷 家 洋 悦 君
局長補佐兼議事係長	大 枝 大 将 君
主 査	戸 石 美 佳 君
主 任	青 砥 裕 司 君

議 事 日 程 （第2日）

令和5年3月6日（月曜日） 午前10時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

- 第 3 議案第 3号 利府町犯罪被害者等支援条例
- 第 4 議案第 4号 利府町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 5号 利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 6号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 7号 特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 8号 利府町道路占用料等条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 9号 利府町児童クラブ条例及び利府町児童館条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第10号 損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第11号 利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び利府町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第12号 利府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び利府町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第13号 令和4年度利府町一般会計補正予算
- 第14 議案第14号 令和4年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第15 議案第15号 令和4年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第16 議案第16号 令和4年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第17 議案第17号 令和4年度利府町町営墓地特別会計補正予算
- 第18 議案第18号 令和4年度利府町水道事業会計補正予算
- 第19 議案第19号 令和4年度利府町下水道事業会計補正予算
- 第20 議案第27号 工事請負契約の締結について
- 第21 議案第28号 市町の境界変更の申請に関する件について
- 第22 議案第29号 市町の境界変更に伴う財産処分の協議に関する件について
- 第23 議案第30号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する

地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について

- 第24 議案第31号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について
- 第25 議案第32号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第26 議案第33号 町道の路線認定について
- 第27 議案第34号 利府町教育委員会委員の任命について
- 第28 議案第35号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第23 議案第20号 令和5年度利府町一般会計予算
- 第24 議案第21号 令和5年度利府町国民健康保険特別会計予算
- 第25 議案第22号 令和5年度利府町介護保険特別会計予算
- 第26 議案第23号 令和5年度利府町後期高齢者医療特別会計予算
- 第27 議案第24号 令和5年度利府町町営墓地特別会計予算
- 第28 議案第25号 令和5年度利府町水道事業会計予算
- 第29 議案第26号 令和5年度利府町下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（吉岡伸二郎君） おはようございます。

ただいまから令和5年3月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、9番 安田知己君、10番 土村秀俊君を指名します。

なお、本日の日程につきましては、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

日程第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第2、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。3番 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、まず、今回の漏水事故に関しまして、早急な対応をされたこと、本当にすばらしいなというふうに思っているところであります。

そういう中で、この水道管につきましては、議会のほうでも一般質問等で何度か、耐震であったり更新について質問がなされていたところであります。そういう面では、この箇所、定期点検、耐震診断というものはどのようになっていたのか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。上下水道課長。

○上下水道課長（鈴木喜宏君） 鈴木議員にお答えいたします。

まず、定期点検ということでございます。職員による目視での点検というのはやっております。その中では、今回の部分はちょっと見つけれなかったというところなんです。

耐震診断というお話でございますが、そちらにつきましては、今回のこの高密度のポリエチレン管については今27年ほど経過しております、まだ、これ、耐用年数まだまだでございます。

そういったところで、まだこちらについては、耐震診断はやっていないという状況でございます。

す。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 耐用年数内であり、耐震診断は行わなかったということでありました。ですが、このような事案が発生したという部分では、ほかの部分でもやはりしっかりと点検、耐震診断を耐用年数以内でもするべきではないかなというふうに考えますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

今現在、耐震化ということで、アセットマネジメントに基づいて、少しずつではありますが耐震化進めております。その中で、今後、耐震診断も必要な部分が出てくるということになれば、そこは計画的に進めてまいりたいなというふうに思いますが、今後、それらについては検討課題かなというところではございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 利府町水道事業経営戦略に、この管路の耐震化率の目標がしっかりと掲載されておりました。それが今、13%の目標を、2028年度までというふうになっているところでもあります。

ただ、この数字ですね、全国的な部分からも大分低くなっておりますし、隣接事業体としましても平成31年度の時点で27.9%、利府町は2028年で13%の目標というところでは大分低いのかなというふうなところで、やはりここら辺はしっかりと予算をつけて耐震化率を早めていくべきではないかというふうに考えますが、もう一度お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木義光君） お答えいたします。

耐震化の工事につきましては、アセットマネジメントに基づきまして、毎年一定の事業量を実施していくような計画で現在進めているところでございますので、今後も継続しまして、そのような形で耐震化のほうを進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑。2番 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 早朝に住民から発見されたということなんですが、本当にもしかしてすぐ夜中からも漏水して、このお水が漏れていたということもあるかと思うんですが、こういった部分に見守りカメラとか、そういうふうに関心監視するようなことをするお考えはないん

でしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（鈴木喜宏君） 渡邊議員にお答えいたします。

カメラ設置というお話、今いただきましたが、こういった箇所、水管橋、あるいは橋に水道管が添架されている箇所、今現在31か所ほどございます。そういったところを全てカメラ設置というのは、ちょっとなかなか今のところ難しいかなというふうには考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） 費用が4,950万円ほどかかるんですけども、今の見積りでね。これって、国、県からの補助を見込めないのか、その辺のちょっと見込みをお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（鈴木喜宏君） 高久議員にお答えいたします。

この修繕に係る国の補助ということかなというふうに思いますが、今回の部分につきましては国の補助対象外ということになっております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 全協での説明では、今回の継ぎ手の漏水は震災によって管の水平が保てなかったというようなことが原因ということで聞いたので、震災からもう12年たつんですけども、要するにその根本原因は、震災による揺れで水平が保てなかった、それで継ぎ手にちょっと緩みが生じたということだと思うので、その辺を言っていけばある程度、まあ分かんないですけどもね、12年たっているから、でもその辺、ちょっと言える部分はあるんじゃないかなと思うんですけども、その辺の見解はどうですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

まず、原因ということで、水平保てなくなったということでお話しさせていただいていますが、その架台がですね、支持金具が破損したという原因として、まず、東日本大震災をはじめとしたそれ以降の数回、やはり地震ございます。どの地震が一番影響しているのかというのは、今のところちょっとなかなかつかみづらい部分がございますので、なかなかその国の補助という対象には難しいかなというふうには考えております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより承認第1号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

日程第3 議案第3号 利府町犯罪被害者等支援条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第3、議案第3号利府町犯罪被害者等支援条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。9番 安田知己君。

○9番（安田知己君） 犯罪被害者への支援を進めるための条例であります。主な支援策としては、遺族見舞金30万円、あとは傷病見舞金10万円などが示されております。

この見舞金の金額というのは、町がこれ、全部負担するのでしょうか、それとも国からの補助金などはあるのでしょうか、お聞きします。

○議長（吉岡伸二郎君） 危機対策課長。

○危機対策課長（古澤晃一君） 安田議員の御質問にお答えいたします。

こちらのほうは、町単独の一般財源のみとなっております。今のところ、補助とか交付金というのはいない形になっております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 全部、町の負担ということですが、国が犯罪被害者等基本法を成立し、あと地方自治体も地域の実情に応じた施策を実施するようにと国が進めているものなので、やっぱりそれによって町が条例を制定するということで、町が丸々これ、負担するのではなくて、国に対してもこの財政措置をお願いしてもいいんじゃないのかなとちょっと感じるんですが、その辺についてどうお考えでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 危機対策課長。

○危機対策課長（古澤晃一君） お答えいたします。

その辺は、国、それから県のほう、機会をみてお願いしていくとか、その辺は検討も今後、協議等あると思いますので、その折にお話をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 今回、この条例を制定するために、多分、県とか、あと近隣自治体と話し合っていると思うんですけども、やっぱり今後、県とか近隣自治体と協力して、国への財政措置、考えてもらいたいと思います。

最後にお聞きしますが、この犯罪被害者等基本法は平成16年に成立されております。これを受けて、比較的早い段階からこの条例をつくった条例もあるようです。約16年も経過してからこの条例をつくる意味とといいますか、どうして今になってこの条例をつくるのか、その辺についてお聞きします。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、平成16年に犯罪被害者基本法が成立しておりまして、その後に宮城県のほうの条例でも制定しております。昨今の全国で発生している事件を踏まえて、宮城県のほうでも本腰を入れて、県警のほうが主体になって実施しようということになりました。さきに大衡村のほうが先行して宮城県のほうでは実施しているわけなんですけれども、今回、仙台市を除く14市町村が一斉にしようということでございます。

目的は、国からの支援金が、国のほうでも支援金があるわけなんですけど、その支援金が交付されるまでに1年以上かかるというふうな報告もあります。この被害者に対しては早急な支援が求められるということで、利府町のほうでも早めに、早く支援しようという考えの下に実施するものでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第3号利府町犯罪被害者等支援条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号 利府町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第4、議案第4号利府町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第4号利府町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第5、議案第5号利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）9番 安田知己君。

○9番（安田知己君） 質疑あります、はい。

今年に入って、食品の値上げが続き、あと大手電力会社が電気料金の値上げの方針を示すなど、食品や光熱費を中心とした物価高騰の勢いが止まっておりません。その一方で、年金も削減されておりますし、あとは新型コロナウイルス感染拡大の影響で、中小企業の業績の悪化もまだ回復してない状態だと思います。

このような中で、国保税を引き上げたら、国保加入者の負担は限界に達すると感じます。今でも高過ぎる国保税が納められずに滞納する人が、これはいると思いますが、この今回の国保税の引上げによってますます滞納者が増えるという懸念があるんですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民課長。

○町民課長（太田健二君） お答えいたします。

低所得の方に対しましては、7割、5割、2割の軽減措置、ございます。そのほうで税額の上昇が抑えられますので、滞納額はそんなに増えないんじゃないかなと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 9番 安田知己君。

○9番（安田知己君） 少し低減されるんで、それによって滞納者は増えないんじゃないかなということと、でも現在、今滞納している方はいらっしゃるわけじゃないですか。その方とかは何で滞納するのか、いろいろ事情はあると思うんですけども、やっぱり町としては滞納者に対しては丁寧に、いろいろ軽減の話をして丁寧な対応をしていくと思いますが、やっぱりそれでも払えない人には短期保険証や資格証明書というのを発行していくと思うんですね。

特に、資格証明書なんですが、これは病院の窓口で10割の医療費を支払って、後日、申請によってその自己負担分を除いた額の還付を受けることになるような仕組みになっていますね。国保税を滞納している人というのは、やっぱり病院の窓口でこの10割の医療費を支払うことというのはもともと無理なんじゃないかなと感じております。1987年でしょうかね、国保の資格書の発行が始まって、やっぱり治療費が心配で病院にかかれなくて、手遅れになって死亡してしまうという事故が全国で相次いで、ちょっと問題になっているんですね。

仕事を失うとか、あとは不安定な立場の人たちのやっぱり受皿になっているのが国保で、国民皆保険のまさに最後のとりでというような感じだと私は受け取っているんですけども、そういった理由からやっぱり納められる国保税にしていかなければならないと思うんですが、そうすると今回の値上げ、引上げというのは逆行しているんじゃないかなと私は思うんですけど

ども、それについていかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民課長。

○町民課長（太田健二君） お答えいたします。

全協の場で、今回の改正理由のほうを説明させていただきました。その中では、医療費の増加などにより事業費納付金が年々上がっております。平成30年度と比較しますと1億円、あとそれを補うために基金を投入させていただいて税の上昇を抑えておりました。ただ、その基金も毎年度減少しております。

それとあと、令和5年度において、県のほうでの激変緩和措置も終了予定となっていることから、今回上げておきませんと税の上昇が、著しく上昇するということになりますので、ここは御理解をいただきたいと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 基金がなくなるとか、いろいろな理由を理解したいと思うんですが、安心して受けられるはずの国保税が、なぜこんなに高くなってきたのかなというのを考えていただきたいと思うんですね。

その最大の理由というのはやっぱり、国がかつて45%、50%ぐらいですかね、医療費の国庫率あったんですが、今は30%まで落ち込んでいると思うんですね。まあ、もう長々と話はしませんけれども、国に対してその国庫負担率を上げるように、少し強く、少し強くというあれはおかしいですね、強くね、やっぱり求めていかなければならないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えさせていただきます。

国のほうに強く要望ということですが、こちらに関しては、県を通して私のほうでも、我々のほうでも、会議のたびに要望はさせていただいております。

その税率改正、なぜ今なのだという話もございますけれども、昨年度の当初予算を見ていただくと、基金1億1,000万円を入れて当初予算を成立させております。今回、今日の議案審議の中にありますけれども、補正のほうで繰入金を減額させていただいて、年度末で1億2,000万円が残る形になるんですが、昨年度1億1,000万円投入しておりまして、今年度、さらに医療費が、今現状で県から示されているのが2,000万円増えております。合わせると1億3,000万円ないと、今現状では国保の運営ができないという形になっておりますので、今回、基金をあるうちにあ

る程度投入させていただいて、急激な上がりを抑えさせていただくということで、今回、税率の改正をさせていただいております。

あわせて、資格書だったり、短期証だったりの部分に関しては、もちろん我々も相談を受けながら、本当に払う気のない方、非常に払う意欲の低い方、そういった方々以外は出さないというふうな意向で我々のほうも対応していきたいと思っています。あわせて、分納とかそういったものも密に調整をしながら、できるだけ資格書、短期証を出さない方向で検討はさせていただきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） 税率改正ということなんですけれども、まあ、やむを得ないとは思いますが。基金の状況を見れば毎年減ってきているし、その中で一般会計の繰入れだって毎年やっていて、来年度見たって、今年度より2,000万円ぐらい、一般会計、繰入れ多くしているし、これでもなかなか追いつかないということなんだろうけれど、ただ、ちょっと知りたいのは、加入状況ごとの、何ていうのかな、税率改正による影響見込みというのは個別に出ているんだけど、総額では一体幾らぐらいなんだろうかね。

予算見ると、保険税が令和5年というのは令和4年より4,700万円ほど増えているんですね。これは全部そうなのか、その辺のちょっと確認取らせてください。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民課長。

○町民課長（太田健二君） お答えいたします。

4,800万円、一応、税金のほうでの上がりとなっております。それで、昨年度まで徴収率93%でやっておりました。ここ数年、94、95という数字も出てきていますので、そのくらいは上がってくるのかなということでの計上になっております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 要するに、税率上がってね、上げた部分でその増収分がマックス幾らなのかなという質問だったんですよ。要するに、それ以外でも、例えば保険者数が増えたとかそういう部分があって、厳密に保険を、料率を上げたことによるの上昇分というのをちょっと知りたかったなと思ったんですけれども。

それと、説明の中で、一応今後、毎年税率を改正していくようなことが書いてありました。確かに、状況を見ると結構厳しいんですけれども、毎年やっていくというのはどうかなと思うんですけれども、その辺、基金の状況も含めて、今後の見込みもちょっと聞きたいなと思いま

す。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

上昇率の分ですけれども、もちろん税率改正したことによる上昇分と、あわせて徴収率、こちらのほうも我々も努力しないといけないので、その部分を1%上げさせていただいております。ですので、その分で約500万円ぐらい増収というふうに見込んでおります。

今後、その税率の改正の部分ですが、基本的には、今、県から示されている標準税率というのが各市町村ごとに定められているんですけれども、これからすると利府町の分、まだまだかなり低い状態、国保を健全な財政で運営するための標準的な部分については、まだまだ低い状態であります。

過去の平成30年からの推移を見てくると、毎年2,000万円から3,000万円上がっていくというふうな現状ですので、負担金が上がっていくという状況ですので、この財政運営をしていくためには、急激な上がり幅を抑えるためには、基金をある程度あるうちに少しずつ投入しながら上がり幅を抑えて、皆さんの負担感を少しでも抑えていく、そういう運営をせざるを得ないというふうな現状でございますので、そういった部分で、基本的に県あるいは国から示された負担金の額に合わせて若干ずつ基金を投入しながら、急激に上がらないように若干ずつですが税率の見直しをさせていただきたいというふうな趣旨の内容でございますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

最初に反対討論。10番 土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） 議案第5号に反対し、討論を行います。

今回の国保税の引上げ改定について、町の提案理由では2つ挙げておりました。

1つは、県に納入する事業費納付金が、医療費の増加により年々増えてきていること。

2つは、今までは財政調整基金を取り崩して対応してきたが、医療費の増加が著しく、基金だけでは対応できなくなった。だから、国保税を引上げをすることにしたという説明でありました。

しかし、その増税理由の2つについて、令和3年度の決算や、令和4年、令和5年の予算の数値を見てみると、事業費納付金の増加や医療費の著しい増加と言いましたけれども、果たして改定の理由になるのかどうか疑問を感じます。

1つ目の事業費納付金については、令和4年度は77億5,000万円、令和5年度が79億3,000万円で、増加率にすれば2.3%の増加にすぎません。

2つ目の医療費の増加についても、令和4年度は235億2,000万円、令和5年度が238億2,000万円で、率にすれば1.2%の増加にすぎず、提案理由では著しい医療費の増加と言っておりましたが、とても著しい増加とは言えないと思います。

一方で、国保税の負担は、予算ベースで令和4年度が5億5,100万円、令和5年度が5億9,800万円で、増加率は8.5%増となります。つまり、県への事業費納付金は2.3%増、医療費は1.2%増なのに、国保税の町民負担は8.5%も増えることとなります。特に問題なのは、所得割の負担増とともに、均等割や平等割の負担増を行ったことであり、これらは所得が全く増えない人にも重い負担を負わせることとなります。

以上述べましたように、今回の国保税引き上げの提案理由については、賛同することはできません。とりわけ、今質疑でもありましたけれども、灯油代や電気代、ガソリン代をはじめ、食料品、生活用品も異常な物価高となっており、国保加入者の皆さんの家計は大変な状況ではないかと思います。そういう中で、さらに町が今、国保税まで値上げをすれば、国保加入者の生活はさらに厳しくなると思います。町として今なすべきことは、異常な物価高騰から住民の暮らしを守る上でも、今回の国保税引き上げは見送るべきだと思います。

以上の点を指摘をして、議案第5号に対する反対討論といたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、賛成討論。1番 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 議案第5号に対しまして、賛成する立場から討論させていただきます。

国民健康保険特別会計につきましては、加入者の年齢構成が高いことに比例して医療費水準も高くなること、医療費水準が高い割に所得水準が低いために受益者が負担する割合が低いという構造的な問題に直面しており、財政基盤が脆弱であることが指摘されております。

そのような中、利府町国民健康保険においては、歳出予算の大半を占める医療費の適正化を図るため、特定健康診査事業をはじめ、各種がん検診、疾病予防や重症化予防のために保健事業等を継続して実施しております。

また、歳入予算につきましては、新たにスマートフォン決済を導入するなど、貴重な自主財

源である国民健康保険税の確保に努めており、また、財政調整基金を取り崩すなどして被保険者に過度の負担とならないように努めてきたことがうかがえます。

しかしながら、保険者の都道府県単位化以降、宮城県へ納付している事業費納付金は医療費の増加等に伴い年々増加しており、直近5年間で約1億円増加しております。また、宮城県から毎年提示される標準保険料率につきましても年々数値が上がっており、令和5年度の標準保険料率と現行税率を比較しますと、所得割で1.35%、均等割で1万2,373円、平等割で1,508円、現行税率が下回っており、現行税率では必要な税額の確保が困難な状況であることは明らかであります。

今後の国民健康保険の運営を安定させるためには、必要な財源の確保が避けられない状況になっており、健康保険制度の根幹である相互扶助の観点からも、被保険者の皆様の応分の負担はやむを得ないものと考えます。国民健康保険制度が、今後も被保険者の健康保持・増進のための基盤であり続けることを切に願い、利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対して、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第5号利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡伸二郎君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第6、議案第6号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第6号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第7、議案第7号特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第7号特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号 利府町道路占用料等条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第8、議案第8号利府町道路占用料等条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） 今回、道路占用料の改定ということなんですけれども、一般的に道路占用といえば電柱とか、あとは電話柱とか、そういった感じだと思うんですが、今回、道路だけに限られているんですけれども、占用しているのは公共用地、緑地とか公園とか、あと学校とかね、公共用地もあると思うんですけれども、そういったものも、要するに今回、道路法の改正によるものなんですけれども、それ以外で検討はしなかったんですか、それ以外のもの、この際というか、この機会に応じてというか。

○議長（吉岡伸二郎君） 財務課長。

○財務課長（藤岡章夫君） お答えいたします。

今回、道路占用料等条例の一部を改正する条例において料金の改定を行っております。昨今の物価高、そういったものからなど、また財産の評価額等の変化によって、今回、提案理由を提案しておりますが、ほかの財産につきましては別途算定根拠がございます、それに基づいております、現段階で上げるまでではないということから、今回、占用料のみの条例の審議となっております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） まあね、今回の改定してもそんな、金額が全体で上がるわけでもないのさほどの影響はないと思うんですけれども、占用という部分で考えると、今回は道路だけですけれども、そういった公園とか緑地とか、そういった公共用地に対するものも一緒にやっておいたほうがいいのかなどと思ったんですけれども、その辺の感覚はなかったかという質問なんですけれども。

○議長（吉岡伸二郎君） 施設管理課長。

○施設管理課長（戸枝潤也君） 高久議員の質問にお答えいたします。

公園等について、条例改正で占用料の改定、考えなかったのかということに関しまして、一応、道路占用に関しましては、道路法の施行令に基づいて改定するというところでございます。公園等について、県なり国のほうから改定の通知等が来ていませんので、今回は見送ったというような形でございます。

今後、そのような、県なり国のほうから改定の通知が来た際には、そちらのほうの条例改正のほうも考えてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに。17番 鈴木忠美君。

○17番（鈴木忠美君） ちょっとお聞きします。今回、一部改正ということでいろいろ出ているんですけども、この中で、全部、その一部見直しということは、上がっていることも、下がっているやつもあるので、これはどんな関係でそういうふうになったのと下がったのあるのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 施設管理課長。

○施設管理課長（戸枝潤也君） お答えいたします。

占用料につきまして、上がったもの、下がったもの、どういったものということなんですが、こちらにつきましては、令和3年度の固定資産税のですね、固定資産の評価額を踏まえて、国のほうから示された数値となっております。例えば、電柱の占用ですね、そちらについては若干上がっておりますが、看板等の占用については下がり……、すみません、広告等については一部下がっているというような状況でございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第8号利府町道路占用料等条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

日程第9 議案第9号 利府町児童クラブ条例及び利府町児童館条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第9、議案第9号利府町児童クラブ条例及び利府町児童館条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第9号利府町児童クラブ条例及び利府町児童館条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第10号 損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第10、議案第10号損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） この議案10号、ちょっと読んだんですけれども、なかなかちょっと内容が分かりづらいことなので、その辺の説明をお願いしたいのと、対象を見ると、要するに回収不能に権利放棄ということなんですけれども、条文読んでみると、最初は東日本大震災とかつ

ということの対象だったのが、新しい条文を見るとそれが欠けているというか、「東日本大震災から」という文言が消えていて、対象がそうすると広がると思うんですね。その辺のことがちょっと理解できないのと、あと、何ていうんだらう、そんなに貸付けしているというのってあまりあり得ないのかな、社会福祉法人とかその辺が対象だと思うんですけども、その辺の実態的なことをちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（郷右近啓一君） お答えいたします。

現在、町のほうでは、事業者が必要とする資金について貸付けを行っており、現在の条例では、東日本大震災により甚大な被害を受けた債権者の事業再生を支援する場合に限って、回収金を受け取る権利を放棄するということが条例でうたわれております。

今回の改正につきましては、近年、自然災害が多発して甚大な被害を受けている事業者がいるということ、あと、各種ガイドラインに新型コロナウイルス感染症による影響、これも加えられたことによって、それらの方々の事業再生を行う場合、権利の放棄を対象として、一刻も早い債務整理と再チャレンジを後押しするという目的で拡大したものでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） ということは、東日本大震災に限らず、その他の災害、いろいろ台風とかありますし、コロナもあったし、そういった部分での事業再生に向けての債権放棄という捉え方でよろしいでしょうか。まあ、災害援護金みたいなものかな、要は。まあ、分かりました。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁は。（「いいです」の声あり）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第10号損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第11号 利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び利府町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第11、議案第11号利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び利府町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第11号利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び利府町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第12号 利府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び利府町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第12、議案第12号利府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育

事業の運営に関する基準を定める条例及び利府町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第12号利府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び利府町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時55分とします。

午前10時48分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13 議案第13号 令和4年度利府町一般会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第13、議案第13号令和4年度利府町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括で行いますが、分かりやすく簡潔に行ってください。なお、質疑は重複しないよう、関連質疑で対応するようお願いいたします。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第13号令和4年度利府町一般会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第14号 令和4年度利府町国民健康保険特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第14、議案第14号令和4年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第14号令和4年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第15号 令和4年度利府町介護保険特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第15、議案第15号令和4年度利府町介護保険特別会計補正予算を議

題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第15号令和4年度利府町介護保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第16号 令和4年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第16、議案第16号令和4年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第16号令和4年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第17号 令和4年度利府町町営墓地特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第17、議案第17号令和4年度利府町町営墓地特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第17号令和4年度利府町町営墓地特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第18号 令和4年度利府町水道事業会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第18、議案第18号令和4年度利府町水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第18号令和4年度利府町水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第19号 令和4年度利府町下水道事業会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第19、議案第19号令和4年度利府町下水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第19号令和4年度利府町下水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第27号 工事請負契約の締結について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第20、議案第27号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。13番 及川智善君。

○13番（及川智善君） 3点ほどお伺いいたします。

1つは、入札、今回、落札率が71.88%ということですからかなり低い、最低入札制限価格に近い状況だと思うんです。それで、まずポイントとして、総合評価の落札方式の特別簡易型ということで、何のほうに重点を置いて落札決定したのかということの一つ。

それから、入札参加の4社ありますけれども、この4社の要するに価格の入札状況ですね、

これをお知らせ願います。

それから、もう1点、最後に工期について。この時期、3月の大々的な工事ですけれども、当初予算に上げていると思うんですが、この今の時期に、3月ぎりぎりになって工期を設定して、1回目は3月31日、当然のことながら単年度ですから、今期、3月31日ぎりぎりに設定しているということで、繰越しを前提にしているということなんですけれども、変更契約が前提ということなんです、あくまでも変更契約前提ということは原則的ではないということなんですけれどもね、なぜこのような計画になったのか。今年の予算を組み立てたときに、工期はこの辺であったか、それとも何か係累があってこの時期にしなければならない、国の関係の調整とかあったのか、その辺についてお尋ねします。

○議長（吉岡伸二郎君） 財務課長。

○財務課長（藤岡章夫君） お答えいたします。

御質問の1点目でございます。今回、総合評価落札方式にて入札を執行しておりますが、71.88%の落札率となりました。こちら、最低価格は設定しておりませんで、調査基準価格というものを設定しております。そちらの調査基準に基づいて設定しております、落札者が決定しているというような状況でございます。

何に重点を置いているかということでございますが、総合評価ということですので、価格点だけではなく、地域や公共事業の実績など、様々なものを得点で総合的に判断しているというようなものでございます。

次に、4社の入札の価格ということでございますが、こちらの価格の結果につきましては、ホームページでも公表しております。この場で全社の金額をお伝えしたほうがよろしいのか、全てお答えしたほうよろしいですか。（不規則発言あり）価格点だけで、はい。

それでは、初めに田名部組さんでございます。入札価格は2億5,800万円でございます。次に、株式会社曲小小倉工務店でございます。入札価格は3億1,334万円でございます。次に、第一建設工業株式会社仙台支店さんでございますが、2億3,000万円でございます。最後に、山幸建設株式会社さんです。入札価格2億7,800万円となっております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市整備課長。

○都市整備課長（堀越伸二君） もう1点の変更契約について、御説明申し上げます。

今回の補正予算、国の補正予算におきまして、今回、1月の臨時会におきまして補正予算について提案をさせていただいて、可決をいただいているわけではございますが、今回、今回と

どうか、国のほうが例年当初予算のほうで、補助が前年度の実績金額並みで予算の内示を行われております。今回、町のほうでは、当初予算におきましては令和2年度と令和3年度の予算の平均を歳入として見込んでおりましたが、実際の内示額につきましては5.8%ということで、かなり低い金額で内示がありました。

その結果、国と県と調整をしながら進めてきたわけなんですけれども、町の財源の確保ということを考えまして、国と県と調整をした結果、まず、国のほうの補正予算について獲得を行っていったほうがいいんじゃないかということもございまして、町長による国のほうへの陳情も行っていただきながら、今回、前年12月の国の補正予算に合わせまして、令和4年度と令和5年度分の工事について、一括で補正予算の獲得をしていったほうが予算の確保が確実じゃないかということがございました。その関係で、本来、令和5年度として工事を実施する予定の工事につきましても、今回、補正予算のほうで獲得をしておりまして、その部分が今回工事として発注するわけですが、この繰越しにつきましては、及川議員御指摘のとおり、今回、国のほうに繰越しの承認手続を経てから、今回、変更契約で来年度の、来年の令和6年3月15日まで工期を変更するというので今予定をしております。

何分にも、国のほうの予算状況によって今回の状況がかなり変わってきますので、これが例年、国のほうの予算の内容となってきますので、ちょっと町のほうでもかなり厳しい状況ではございますが、財源の確保という観点からできるだけ、工期が少し遅れたとしても財源を確保していきたいということで、今回こういった形の発注となっております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 長々と説明、ありがとうございました。

まず、総合評価のほうの方式の特別簡易型なんですけれども、聞いたかったのは、総合評価だから、まあ、財務課長おっしゃったとおり、総合的に優れていたということなんですけれども、その第一建設工業さんがどこがよくて、例えば業務実績とか、何かの工事の方法とか何かについて、こちらで示した項目の中で何が他社と比較してよかったのかについて、もう一度お尋ねいたします。

それから、今の工期の件については、要は調整が非常に時間がかかったということで、端的に言うともうそういうことだと思えるんですけれども、12月に補正予算で上げてあったということなんですけど、そういう状況であればですね、12月に補正する予算で確定することがよかったのかどうかということ、今考えるとちょっとその辺について疑問が残るんですけれども、例えばそ

ういうふうな時間がかかる財源の確保ということであれば、つまり工期というのは入札価格に当然ながら影響してくるわけですね。旧年度でここで1回やる部分についてどれくらいかかるとか、あと来年度繰越し見込みの分の工期の部分の設計価格も変わってくるということで、その辺について、新年度にあえて、新年度のほうの予算に組んだほうが、履行工事期間も含めて経費の節減を図れたのではなかったのかというふうに考えますが、その辺についてお尋ねいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 財務課長。

○財務課長（藤岡章夫君） 2点目の質問にお答えいたします。

こちらの総合評価で何がよかったかという御質問でございました。まず第一に、先ほど金額をお伝えしましたが、価格点、入札価格が一番低かったというのが一番の評価点となっております。それ以外、先ほどに補足しますが、評価点では技術力、それから社会性、地域性、これまでの実績、そういったものも加味しております。そういったものの中で合計して、今回、点数を総合評価として争って、記載のとおり、第一建設工業株式会社さんが落札したというものでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市整備課長。

○都市整備課長（堀越伸二君） お答えいたします。

新年度に発注したほうが、予算の財源……、そのほうがよかったんじゃないかというお話だと、質問だと思いますが、今回、先ほども答弁申し上げたとおり、国の補正予算について、国の補正が12月にごさしました。その補正予算のほうで、事業の推進からですね、今回、令和5年度分についても工事を、今の国の予算の状況を見ると明らかに当初予算で大きく予算のほうを獲得できるという状況ではございませんので、県のほうからもやはり事業を推進する上では今回の補正で全額を確保したほうがいいということで、今回こういった形にはなっております。

そういったことも踏まえまして、今回、令和5年度分の工事も併せて予算のほうの確保を行ったということでございますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） そうすると、工期のほうなんですけれども、繰越し前提ということで、今回は2億5,300万円ということ、請負代金ですね、ということなんです、繰越し明許することで来年に延ばして、国からの繰越し承認され次第、変更契約することなんです、この辺について、来年の3月15日までに工期を延ばした場合の変更契約の予算見積りについては、

どれくらいの規模というふうに考えておるのか、教えてください。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（近江信治君） 次の変更契約の金額ということなんですけれども、そちらのほうは工事の進捗を見ながら変更契約を進めていきたいと思いますので、またそのときに御説明申し上げます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかにございませんか。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） 1点だけ。入札、各社の入札額はお聞きしましたので、各社の総合評価点を教えていただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 財務課長。

○財務課長（藤岡章夫君） お答えいたします。

総合評価点でございます。田名部組さんから御説明いたします。29.873点でございます。次、株式会社曲小倉工務店でございますが、8.079点です。続きまして、第一建設工業株式会社仙台支店さんでございますが、38.123点でございます。最後に、山幸建設株式会社さんです。28.123点でございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第27号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第28号 市町の境界変更の申請に関する件について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第21、議案第28号市町の境界変更の申請に関する件についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第28号市町の境界変更の申請に関する件についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第29号 市町の境界変更に伴う財産処分の協議に関する件について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第22、議案第29号市町の境界変更に伴う財産処分の協議に関する件についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第29号市町の境界変更に伴う財産処分の協議に関する件についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第30号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第23、議案第30号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第30号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第31号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第24、議案第31号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査

会共同設置規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第31号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第32号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第25、議案第32号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第32号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び

宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第33号 町道の路線認定について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第26、議案第33号町道の路線認定についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第33号町道の路線認定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第34号 利府町教育委員会委員の任命について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第27、議案第34号利府町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。2番 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 私たち議員は、顔も知らない人を選挙するわけです。履歴書1枚でということなんです、この選定された方に対しての、教育委員会は面接とかをなさっているんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大谷浩貴君） お答えをいたします。

直接的な面接というのはやっておりません。顔を合わせていろいろな事情を聞いて、面接という形ではございませんので、お話だけは伺っております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） お話は、では、本人とお会いになってお伺いしているということなんですよね。この方の履歴書を見ますと、まだ本当にお若くて、女性で、老健施設のそういう正社員ということで、日中の会議にきちっと出られるかどうかの確認もしたんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大谷浩貴君） お答えを申し上げます。

その辺については、こういった形で月に何回とかということでお知らせを、教育委員としての職務のほうをお知らせをして、それで了解を得ているものでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により討論を省略します。

これより議案第34号利府町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの出席議員は17名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、11番 木村範雄君、12番 高久時男君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（吉岡伸二郎君） 念のため申し上げます。投票は、会議規則第78条の規定により、選任に同意の方は賛成と、不同意の方は反対と記載願います。なお、白票の取扱いは、会議規則第78条の2の規定により否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼〕

〔各員投票〕

○議長（吉岡伸二郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

次に、開票を行います。

11番 木村範雄君、12番 高久時男君、開票の立会いを願います。

〔開 票〕

○議長（吉岡伸二郎君） 投票の結果を報告します。

投票総数 17票

うち有効投票 17票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 14票

反対 3票

以上のおり賛成が多数です。

したがって、議案第34号利府町教育委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

日程第28 議案第35号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第28、議案第35号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により討論を省略します。

これより議案第35号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。本案に対する意見は適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案に対する意見は適任とすることに決定いたしました。

日程第29 議案第20号から

日程第35 議案第26号まで

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第29、議案第20号令和5年度利府町一般会計予算から日程第35、議案第26号令和5年度利府町下水道事業会計予算までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（熊谷 大君） それでは、本定例会に提案しております議案第20号から議案第26号までの令和5年度各種会計予算について、順次御説明申し上げます。

初めに、令和5年度利府町各種会計予算書の1ページをお開きください。

議案第20号令和5年度利府町一般会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を145億円と定めるものであり、前年度と比較して16億円、12.4%の増となっております。

令和5年度予算の編成におきましては、子育て環境の向上を目的として、新たに小中学校給食費無料化事業を進めるほか、ベビーファースト活動宣言の下、保育サービスの充実を図るための保育施設整備事業、地域力の維持・強化を図るための地域おこし協力隊支援事業等の諸施策に予算の重点配分を行いました。

なお、自主財源である町税につきましては、大型店の進出により固定資産税の増収を見込んでいるほか、依存財源である地方消費税交付金などにつきましても、その原資である国税の増収により増額を見込んでおります。

一方、歳出においては、引き続き社会保障関係経費の負担は大きく、また老朽化が著しい公共施設の長寿命化対策や、渋滞対策として道路整備事業に積極的に取り組む必要があるため、財政調整基金の取崩しを行い、世代間の公平な費用負担に配慮しております。

今後とも、引き続き税収の向上を図るとともに、ふるさと応援寄附金の拡大を行い、自主財源の確保につなげ、安定的な財政運営を行ってまいります。

次に、11ページをお開きください。

議案第21号令和5年度利府町国民健康保険特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を32億7,224万5,000円と定めるものであり、前年度と比較して1.4%の増となっております。歳出が増額となった主な理由といたしましては、被保険者1人当たりの医療費の増加に伴う保険給付費の増加や、保険給付費の増加に伴い、宮城県に対し納付する事業費納付金の増加によるものであります。

また、歳出の増加に伴い、国民健康保険事業の財政逼迫が続いていることから、安定運営を図るため、国民健康保険税の税率を改正することに伴い、歳入の国民健康保険税が前年度と比較して8.6%の増となっております。

次に、15ページをお開きください。

議案第22号令和5年度利府町介護保険特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を24億4,794万6,000円と定めるものであり、前年度と比較して4.8%の増となっております。増額となった主な理由といたしましては、被保険者及び要介護認定者の増加に伴う介護給付費の増によるものであります。

次に、19ページをお開きください。

議案第23号令和5年度利府町後期高齢者医療特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を3億5,797万円と定めるものであり、前年度と比較して4.9%の増となっております。増額となった主な理由といたしましては、被保険者の増加などによるものであります。

次に、23ページをお開きください。

議案第24号令和5年度利府町町営墓地特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を1,397万1,000円と定めるものであり、前年度と比較して27.3%の増となっております。増額と

なった理由といたしましては、町営たてやま霊園集合墓地増設工事によるものであります。

次に、27ページをお開きください。

議案第25号令和5年度利府町水道事業会計予算でございますが、第3条収益的収入及び支出の収入につきましては、給水収益等の減に伴い、前年度と比較して1.7%減の10億5,206万5,000円、支出につきましては、野中沢配水場解体工事をはじめとする工事費の増に伴い、前年度と比較して5.4%増の10億3,476万1,000円を計上しております。

第4条資本的収入及び支出の収入につきましては、原水調整槽設備更新工事に係る企業債の増により、前年度と比較して260%増の4億8,844万8,000円、支出につきましては、同じく原水調整槽設備更新工事の実施により、前年度と比較して81.6%増の8億2,351万3,000円を計上しております。なお、資本的収入が資本的支出に対する不足する額3億3,506万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填することとしております。

次に、31ページをお開きください。

議案第26号令和5年度利府町下水道事業会計予算でございますが、第3条収益的収入及び支出の収入につきましては、国庫支出金の交付見込みに伴い、前年度と比較して0.3%減の13億4,504万2,000円、支出につきましても、仙塩流域下水道維持管理負担金の減額に伴い、前年度と比較して1.4%減の13億1,373万6,000円を計上しております。

第4条資本的収入及び支出の収入につきましては、利府1号雨水幹線事業の進捗による企業債等の減少により、前年度と比較して39.2%減の2億2,206万9,000円、支出につきましても同様の理由により、前年度と比較して18.6%減の4億2,498万1,000円を計上しております。なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額2億291万2,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに損益勘定留保資金及び繰越利益剰余金処分額で補填することとしております。

以上が、本定例会に提案しております令和5年度各種会計予算の概要でございます。

なお、一般会計予算につきましては、企画部長から補足説明させます。また、詳細につきましては、予算審査特別委員会において各担当から御説明申し上げますので、慎重審議賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、議案第20号令和5年度利府町一般会計予算について補足説明を求めます。企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） それでは、議案第20号令和5年度利府町一般会計予算の概要について

て御説明申し上げます。

初めに、利府町各種会計予算書の薄いほうの冊子を御用意願います。

7ページを御覧願います。

第2表債務負担行為でございますが、8ページまで記載しております合計17件の事業につきまして、賃貸借期間の満了や複数年にまたがって契約するため設定するものでございます。

なお、個別の内容につきましては、所管する各部長から予算審査特別委員会におきまして後ほど説明することとしております。

次に、9ページを御覧願います。

第3表地方債でございますが、記載しております9件の事業、合計で10億1,910万円の起債を予定しております。

まず、1件目の緊急防災・減災事業860万円につきましては、役場庁舎の長寿命化改修事業に充当するものでございます。

2件目の児童福祉施設整備事業4億1,820万円につきましては、（仮称）中央児童センター整備事業に充当するものでございます。

4件目の農林水産業施設整備事業7,560万円につきましては、明神沢ため池改修事業に充当するものです。

6件目の道路整備事業3億120万円につきましては、沢乙1号線舗装補修事業や新中堀新川崎線道路整備事業、館太子堂線などの道路整備事業に充当するものであります。

また、臨時財政対策債につきましては、発行可能額として1億2,000万円を見込んでおります。

次に、歳入歳出予算の主な概要を御説明いたします。

利府町各種会計予算書①一般会計分、厚いほうですね、こちらを御覧ください。

それでは、説明書の1ページを御覧ください。

歳入の主な内容としましては、1款町税においては、大型商業施設の開業や開発等に伴う都市化の進展による増収を見込み、前年度から4億7,276万円の増となっております。

次に、7款地方消費税交付金につきましては、国全体での増収が見込まれており、前年度比1億1,000万円の増を見込んでおります。

13款地方交付税につきましては、国の令和5年度地方財政計画などから普通交付税や特別交付税などの試算を行い、前年度比2億5,000万円の増を見込んでおります。

17款国庫支出金につきましては、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス関連の負担金や補

助金、社会資本整備総合交付金を計上しているほか、町内2か所に新たに整備する就学前教育・保育施設に対する交付金の計上などから、前年度比5億8,865万9,000円の大幅な増となっております。

20款寄附金でございますが、ふるさと応援寄附金につきまして、令和4年度は約4億円の実績を見込んでおります。引き続き、財源確保のため、広告事業や新たな返礼品の商品開発を図ることとして、前年度比で5,000万円増の4億円を計上しております。

21款繰入金につきましては、財源調整のため、令和4年度とほぼ同額となる財政調整基金からの繰入れを見込み、前年度比7,789万9,000円の増となっております。

23款諸収入につきましては、令和5年度から実施する小中学生学校給食費無料化事業による収入減により、前年度比で5,620万2,000円の減となっております。

続きまして、2ページをお開きください。

歳出でございますが、3款民生費につきましては、先ほど歳入で説明いたしました新たに整備する就学前教育・保育施設に対する整備補助金や、（仮称）中央児童センター整備事業費の計上、また高齢者や障害者等に対する扶助費の増加により、前年度比12億4,206万6,000円の大幅な増となっております。

7款商工費につきましては、観光施設の整備事業や、ふるさと応援寄附金の増加に伴うポータルサイトへの委託料や基金への積立金の増加から、前年度比1億2,664万5,000円の増となっております。

9款消防費につきましては、消防団中央分団詰所等整備事業の完了に伴い、前年度比5,986万9,000円の減となっております。

10款教育費につきましては、小中学校の長寿命化計画に基づく大規模改修工事の終了などにより、前年比7,180万7,000円の減となっております。

12款公債費につきましては、文化交流センター整備事業の元金の償還開始の影響から、前年度比9,753万9,000円の増となっております。

次に、後ろに飛びまして、123ページから132ページまでは、現在設定しております債務負担行為の支出額及び支出予定額を記載しております。

最終ページの133ページを御覧ください。

地方債の残高についてでございますが、左から3列目の欄、前年度末現在高見込額は合計で144億129万3,000円となる見込みであり、これに、当該年度中、いわゆる令和5年度になります、

起債見込額を加算し、当該年度中元金償還見込額を差し引いた当該年度末残高は、142億5,557万3,000円となる見込みであります。

また、一般会計予算の概要につきましては、別にお配りしている当初予算関係補足説明資料の1ページから7ページにも記載しておりますので、御確認願います。

そのほか、各予算の計上内容の詳細につきましては、予算審査特別委員会におきまして各関係部より御説明を申し上げます。

以上が一般会計予算の概要でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題になっております議案第20号から議案第26号までの令和5年度利府町各種会計予算については、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号から議案第26号までの令和5年度利府町各種会計予算については、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。予算審査特別委員会のため、3月7日から3月12日までの6日間を休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、3月7日から3月12日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、再開は3月13日です。予算審査特別委員会終了後に会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午前11時58分 散 会

上記会議の経過は、事務局長郷家洋悦が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和5年3月6日

議 長

署名議員

署名議員